

泉大津市議会令和元年第1回臨時会会議事項

(令和元年5月14日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	1
同	2	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	5
同	3	専決処分報告の件（泉大津市市税条例等の一部改正の件）	9
同	4	専決処分報告の件（平成30年度泉大津市一般会計補正予算の件）	37

報告第 1 号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和元年 5 月 1 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	1
専 決 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
事 件 名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解の件

平成31年1月24日午前11時40分頃、泉大津市菅原町13番13号付近の道路上において発生した公用車による接触事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

平成31年3月25日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- ## 1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

- 2 相手方の住所氏名

✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱

「別 紙」

損 害 賠 償 の 額 （ 和 解 金 額 ）

区 分	金 額	備 考
—	8 1 , 0 0 0 円	建物補修費
計	8 1 , 0 0 0 円	

報告第2号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和元年5月14日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	2
専 決 年 月 日	平成31年3月29日
事 件 名	損害賠償の額の決定及び和解の件

損害賠償の額の決定及び和解の件

平成30年9月14日午後3時10分頃、泉大津市高津町2番13号付近の道路上において発生した公用車による接触事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

平成31年3月29日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- ## 1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

- 2 相手方の住所氏名

✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱ ✱

「別 紙」

損 害 賠 償 の 額 （ 和 解 金 額 ）

区 分	金 額	備 考
—	8 5 2 , 0 8 0 円	治療費等を含む解決金
計	8 5 2 , 0 8 0 円	

報告第3号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和元年5月14日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	3
専決年月日	平成31年3月31日
事件名	泉大津市市税条例等の一部改正の件

専決第 3 号

泉大津市市税条例等の一部改正の件

泉大津市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 3 1 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

泉大津市市税条例等の一部を改正する条例

(泉大津市市税条例の一部改正)

第 1 条 泉大津市市税条例（昭和 39 年泉大津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 3 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 9 条の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 9 条の 3 の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 4 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条第 4 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 条第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に

改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第10条の2第2項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第3項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第4項第5号及び第6項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第7項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第11条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

附則第11条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽

自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第11条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第11条第7項を同条第4項とする。

附則第11条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(泉大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 泉大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年泉大津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、泉大津市市税条例附則第6条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第6条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第11条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中泉大津市市税条例第16条の3の改正規定並びに附則第9条の3及び第9条の4の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の泉大津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第16条の3及び附則第9条の4の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第16条の3第1項及び附則第9条の4の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条の3第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の4	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は泉大津市市税条

		例の一部を改正する条例 (平成31年泉大津市条例第13号) 附則第2条 第4項の規定によりなお 従前の例によることとさ れる同条例第1条の規定 による改正前の泉大津市 市税条例附則第9条の3 第3項の規定による同条 第1項に規定する申告特 例通知書の送付
--	--	---

- 4 新条例附則第9条の3第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市市税条例等の一部を改正する条例要綱

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の公布に伴い、所要の改正を行ったものであること。

1 個人の市民税

(1) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の改正

ア 消費税率 10% が適用される住宅の取得等をし、かつ、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の控除期間（現行 10 年間）を 3 年間延長したものであること。

イ 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要としたものであること。

（第 1 条の規定による附則第 9 条の 2 関係）

(2) ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税の特例控除）の対象を、総務大臣が一定の要件に基づき指定する地方公共団体に対する寄附金（特例控除対象寄附金）としたものであること。（第 1 条の規定による第 16 条の 3 並びに附則第 9 条の 3 及び第 9 条の 4 関係）

2 その他所要の規定の整備を行ったものであること。

3 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行したものであること。ただし、1 (2) は、平成 31 年 6 月 1 日から施行するとしたものであること。（改正条例附則第 1 条）

(2) 経過措置

この条例の施行に関し所要の経過規定を定めたものであること。（改正条例附則第 2 条から第 4 条まで）

泉大津市市税条例等新旧対照表

第1 泉大津市市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第16条の3 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条第1項に規定する大阪府知事が指定したもので、泉大津市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項</u>に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第14条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	（寄附金税額控除） 第16条の3 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条第1項に規定する大阪府知事が指定したもので、泉大津市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第14条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とす

改 正 後	改 正 前
(1)～(9) (略) 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第9条 (略) 第9条の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（<u>同条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第16条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	る。 (1)～(9) (略) 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第9条 (略) 第9条の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>（<u>同条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第14条及び第16条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

改 正 後	改 正 前
	2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。） (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

改 正 後	改 正 前
2 <u>前項の規定の適用がある場合</u>における第17条及び第17条の2第1項の規定の適用については、第17条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の2第1項」と、第17条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の2第1項」とする。 (個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等) 第9条の3 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第16条の3第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第19条第3項の規定による申告書の提出（第20条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領す	3 <u>第1項の規定の適用がある場合</u>における第17条及び第17条の2第1項の規定の適用については、第17条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の2第1項」と、第17条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の2第1項」とする。 (個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等) 第9条の3 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第16条の3第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第19条第3項の規定による申告書の提出（第20条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受

改 正 後	改 正 前
る<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者	領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の

改 正 後	改 正 前
の住所（同条第 1 1 項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 （略） 第 9 条の 4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 1 3 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第 7 条の 2 第 4 項に規定するところにより控除すべき額を、第 1 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 1 0 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 <u>法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	住所（同条第 1 1 項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 （略） 第 9 条の 4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 1 3 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第 7 条の 2 第 4 項に規定するところにより控除すべき額を、第 1 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 1 0 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 <u>法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

改 正 後	改 正 前
5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第32条第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

改 正 後	改 正 前
1 2 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号 <u>ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	1 2 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号 <u>ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
1 3 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号 <u>ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	1 3 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号 <u>ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
1 4 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	1 4 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
1 5 及び 1 6 (略) (耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	1 5 及び 1 6 (略) (耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 1 0 条の 2 (略)	第 1 0 条の 2 (略)
2 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 7 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)

改 正 後	改 正 前
3 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>令附則第 12 条第 23 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第 12 条第 24 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略)	3 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>令附則第 12 条第 21 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第 12 条第 22 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略)
4 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載し	4 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載し

改 正 後	改 正 前
た申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 5 (略) 6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 7 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規	た申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 5 (略) 6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 7 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規

改 正 後	改 正 前
定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) （略） ８ （略） （軽自動車税の税率の特例） 第１１条 <u>平成１８年３月３１日まで</u>に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する<u>平成３１年度分</u>の軽自動車税に係る第４３条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) （略） ８ （略） （軽自動車税の税率の特例） 第１１条 <u>法附則第３０条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>の軽自動車税に係る第４３条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

改 正 後	改 正 前											
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。											
(略)	(略)											
	2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア	3,900円		1,000円									
	6,900円		1,800円									
	10,800円		2,700円									
	3,800円		1,000円									
	5,000円	1,300円										
	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで											

改 正 後	改 正 前											
	の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3, 9 0 0 円</td><td>2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>6, 9 0 0 円</td><td>3, 5 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0, 8 0 0 円</td><td>5, 4 0 0 円</td></tr><tr><td>3, 8 0 0 円</td><td>1, 9 0 0 円</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円</td><td>2, 5 0 0 円</td></tr></table>	第2号ア	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
第2号ア	3, 9 0 0 円		2, 0 0 0 円									
	6, 9 0 0 円		3, 5 0 0 円									
	1 0, 8 0 0 円		5, 4 0 0 円									
	3, 8 0 0 円		1, 9 0 0 円									
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円										
	4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="3">第2号ア</td><td>3, 9 0 0 円</td><td>3, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>6, 9 0 0 円</td><td>5, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>1 0, 8 0 0 円</td><td>8, 1 0 0 円</td></tr></table>	第2号ア	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円				
第2号ア	3, 9 0 0 円		3, 0 0 0 円									
	6, 9 0 0 円		5, 2 0 0 円									
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円										

改正後	改正前																	
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td><u>3,900円</u></td><td><u>1,000円</u></td></tr><tr><td><u>6,900円</u></td><td><u>1,800円</u></td></tr><tr><td><u>10,800円</u></td><td><u>2,700円</u></td></tr><tr><td><u>3,800円</u></td><td><u>1,000円</u></td></tr><tr><td><u>5,000円</u></td><td><u>1,300円</u></td></tr></table>	第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>	<table><tr><td></td><td><u>3,800円</u></td><td><u>2,900円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>5,000円</u></td><td><u>3,800円</u></td></tr></table> 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第2項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年		<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>		<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>
第2号ア		<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>															
		<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>															
		<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>															
		<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>															
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>																
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>																
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>																

改 正 後	改 正 前											
次項において同じ。)に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td><u>3,900円</u></td><td><u>2,000円</u></td></tr><tr><td><u>6,900円</u></td><td><u>3,500円</u></td></tr><tr><td><u>10,800円</u></td><td><u>5,400円</u></td></tr><tr><td><u>3,800円</u></td><td><u>1,900円</u></td></tr><tr><td><u>5,000円</u></td><td><u>2,500円</u></td></tr></table>	第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>	4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第2号ア		<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>									
		<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>									
		<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>									
		<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>									
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>										
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の	7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の											

改正後	改正前											
軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td><u>3,900円</u></td><td><u>3,000円</u></td></tr><tr><td><u>6,900円</u></td><td><u>5,200円</u></td></tr><tr><td><u>10,800円</u></td><td><u>8,100円</u></td></tr><tr><td><u>3,800円</u></td><td><u>2,900円</u></td></tr><tr><td><u>5,000円</u></td><td><u>3,800円</u></td></tr></table> (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4 (略)	第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>	軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第7項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4 (略)
第2号ア		<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>									
		<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>									
		<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>									
		<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>									
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>										

第2 泉大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年泉大津市条例第18号）新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
（泉大津市市税条例の一部改正） 第1条 泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。 （中略） 附則第6条の次に次の5条を加える。 第6条の2 （略） 第6条の3 （略） 第6条の4 （略） 第6条の5 （略） （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第6条の6 （略） 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第42条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 （中略） 附則第11条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番	（泉大津市市税条例の一部改正） 第1条 泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。 （中略） 附則第6条の次に次の5条を加える。 第6条の2 （略） 第6条の3 （略） 第6条の4 （略） 第6条の5 （略） （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第6条の6 （略） 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第42条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 （中略） 附則第11条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項</u>

改正後	改正前
<u>号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」を「法附則第３０条」に、「平成３１年度分」を「当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</u> (略) (後略)	<u>に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</u> (略) (後略)

報告第 4 号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 1 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	4
専 決 年 月 日	平成 3 1 年 3 月 3 1 日
事 件 名	平成 3 0 年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第 8 号）

平成30年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第 8 号)

専決第4号

平成30年度泉大津市一般会計補正予算

平成30年度泉大津市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,377,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		185,000	△284	184,716
	1 地方揮発油譲与税	35,000	1,408	36,408
	2 自動車重量譲与税	90,000	△313	89,687
	3 特別とん譲与税	60,000	△1,379	58,621
3 利子割交付金		13,000	9,704	22,704
	1 利子割交付金	13,000	9,704	22,704
4 配当割交付金		45,000	9,015	54,015
	1 配当割交付金	45,000	9,015	54,015
5 株式等譲渡所得割交付金		25,000	20,726	45,726
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	20,726	45,726
6 地方消費税交付金		1,230,000	81,360	1,311,360
	1 地方消費税交付金	1,230,000	81,360	1,311,360
7 自動車取得税交付金		45,000	23,335	68,335
	1 自動車取得税交付金	45,000	23,335	68,335
8 地方特例交付金		50,000	7,097	57,097
	1 地方特例交付金	50,000	7,097	57,097

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方交付税		3,557,590	64,573	3,622,163
	1 地方交付税	3,557,590	64,573	3,622,163
10 交通安全対策特別交付金		13,000	△154	12,846
	1 交通安全対策特別交付金	13,000	△154	12,846
12 使用料及び手数料		421,203	8,125	429,328
	2 手数料	123,884	8,125	132,009
14 府支出金		1,892,857	8,200	1,901,057
	2 府補助金	441,424	8,200	449,624
15 財産収入		96,089	132,240	228,329
	1 財産運用収入	94,079	29,692	123,771
	2 財産売払収入	2,010	102,548	104,558
16 寄附金		10	170,892	170,902
	1 寄附金	10	170,892	170,902
19 諸収入		390,833	52,651	443,484
	3 収益事業収入	33,000	50,055	83,055
	4 貸付金元利収入	845	680	1,525

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 雑入	346,978	1,916	348,894
歳 入 合 計		27,789,800	587,480	28,377,280

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,792,187	574,625	3,366,812
	1 総務管理費	2,260,594	544,933	2,805,527
	8 テクスピア大阪管理運営費	64,002	29,692	93,694
3 民生費		12,645,272	730	12,646,002
	1 社会福祉費	4,420,631	730	4,421,361
4 衛生費		2,711,773	8,125	2,719,898
	2 清掃費	1,186,328	8,125	1,194,453
9 教育費		1,786,822	4,000	1,790,822
	4 幼稚園費	285,370	4,000	289,370
歳 出 合 計		27,789,800	587,480	28,377,280

平成30年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

47

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 地方譲与税	185,000
3 利子割交付金	13,000
4 配当割交付金	45,000
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000
6 地方消費税交付金	1,230,000
7 自動車取得税交付金	45,000
8 地方特例交付金	50,000
9 地方交付税	3,557,590
10 交通安全対策特別交付金	13,000
12 使用料及び手数料	421,203
14 府支出金	1,892,857
15 財産収入	96,089
16 寄附金	10
19 諸収入	390,833
歳 入 合 計	27,789,800

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△284	184,716
9,704	22,704
9,015	54,015
20,726	45,726
81,360	1,311,360
23,335	68,335
7,097	57,097
64,573	3,622,163
△154	12,846
8,125	429,328
8,200	1,901,057
132,240	228,329
170,892	170,902
52,651	443,484
587,480	28,377,280

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2,792,187	574,625
3 民生費	12,645,272	730
4 衛生費	2,711,773	8,125
9 教育費	1,786,822	4,000
歳 出 合 計	27,789,800	587,480

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3,366,812			305,644	268,981
12,646,002			730	
2,719,898			8,125	
1,790,822				4,000
28,377,280			314,499	272,981

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 185,000	千円 △284	千円 184,716

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方揮発油譲与税	35,000	1,408	36,408
計	35,000	1,408	36,408

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車重量譲与税	90,000	△313	89,687
計	90,000	△313	89,687

(項) 3 特別とん譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 特別とん譲与税	60,000	△1,379	58,621
計	60,000	△1,379	58,621

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	1,408	地方揮発油譲与税

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	△313	自動車重量譲与税

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別とん譲与税	△1,379	特別とん譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

補 正 前	補 正 額	計
千円 13,000	千円 9,704	千円 22,704

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子割交付金	13,000	9,704	22,704
計	13,000	9,704	22,704

補 正 前	補 正 額	計
千円 45,000	千円 9,015	千円 54,015

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 配当割交付金	45,000	9,015	54,015
計	45,000	9,015	54,015

補 正 前	補 正 額	計
千円 25,000	千円 20,726	千円 45,726

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	20,726	45,726

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子割交付金	9,704	利子割交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 配当割交付金	9,015	配当割交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 株式等譲渡所得割交付金	20,726	株式等譲渡所得割交付金

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	25,000	20,726	45,726

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,230,000	千円 81,360	千円 1,311,360

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税交付金	1,230,000	81,360	1,311,360
計	1,230,000	81,360	1,311,360

補 正 前	補 正 額	計
千円 45,000	千円 23,335	千円 68,335

(款) 7 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車取得税交付金	45,000	23,335	68,335
計	45,000	23,335	68,335

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方消費税交付金	81,360	地方消費税交付金 6,836 社会保障財源交付金 74,524

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車取得税交付金	23,335	自動車取得税交付金

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

補 正 前	補 正 額	計
千円 50,000	千円 7,097	千円 57,097

(款) 8 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	50,000	7,097	57,097
計	50,000	7,097	57,097

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,557,590	千円 64,573	千円 3,622,163

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	3,557,590	64,573	3,622,163
計	3,557,590	64,573	3,622,163

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方特例交付金	7,097	地方特例交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	64,573	普通交付税 12,375 特別交付税 52,198

(款) 8 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

補 正 前	補 正 額	計
千円 13,000	千円 △154	千円 12,846

(款) 10 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 交通安全対策特別交付金	13,000	△154	12,846
計	13,000	△154	12,846

補 正 前	補 正 額	計
千円 421,203	千円 8,125	千円 429,328

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生手数料	90,029	8,125	98,154
計	123,884	8,125	132,009

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,892,857	千円 8,200	千円 1,901,057

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費府補助金	12,900	8,200	21,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 交通安全対策特別 交付金	△154	交通安全対策特別交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃手数料	8,125	一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	8,200	大阪府市町村振興補助金

(款) 10 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	441,424	8,200	449,624

補 正 前	補 正 額	計
千円 96,089	千円 132,240	千円 228,329

(款) 15 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 財産貸付収入	90,899	29,692	120,591
計	94,079	29,692	123,771

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 不動産売払収入	2,000	102,548	104,548
計	2,010	102,548	104,558

補 正 前	補 正 額	計
千円 10	千円 170,892	千円 170,902

(款) 16 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般寄附金	10	50	60

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地建物貸付収入	29,692	テクスピア大阪施設貸付収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地建物売払収入	102,548	土地売払収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般寄附金	50	一般寄附金

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 指定寄附金	0	170,842	170,842
計	10	170,892	170,902

補 正 前	補 正 額	計
千円 390,833	千円 52,651	千円 443,484

(款) 19 諸収入

(項) 3 収益事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 競艇事業収入	33,000	50,055	83,055
計	33,000	50,055	83,055

(項) 4 貸付金元利収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 貸付金元利収入	845	680	1,525
計	845	680	1,525

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	346,978	1,916	348,894
計	346,978	1,916	348,894

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 ふるさと応援寄附金	170,842	がんばろう基金事業費寄附金 2,060 セーフコミュニティ基金事業費寄附金 1,615 ふるさと応援寄附金 167,167

節		説 明
区 分	金 額	
1 競艇事業収入	50,055	大阪府都市競艇企業団配分金

節		説 明
区 分	金 額	
1 貸付金元利収入	680	病院事業会計貸付金元利償還金収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	1,916	大阪府市町村振興協会市町村交付金 1,354 自動販売機売上手数料（市民協働推進課分） 562

(款) 16 寄附金

(項) 1 寄附金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,792,187	千円 574,625	千円 3,366,812

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
20 がんばろう 基金費	1	2,622	2,623			2,622	
22 財政調整基 金費	377,813	269,081	646,894			100	268,981
23 セーフコミ ュニティ基 金費	1	1,615	1,616			1,615	
24 ふるさと応 援基金費	3	167,067	167,070			167,067	
25 公共施設整 備基金費	4	104,548	104,552			104,548	
計	2,260,594	544,933	2,805,527			275,952	268,981

(項) 8 テクスピア大阪管理運営費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 テクスピア 大阪管理運 営費	16,914	△1,028	15,886			△1,028	
2 テクスピア 大阪産業振 興整備基金 費	47,088	30,720	77,808			30,720	
計	64,002	29,692	93,694			29,692	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	2,622	1 がんばろう基金積立事業 2,622	25 積立金 がんばろう基金積立金 2,622
25 積立金	269,081	1 財政調整基金積立事業 269,081	25 積立金 財政調整基金積立金 269,081
25 積立金	1,615	1 セーフコミュニティ基金積立事業 1,615	25 積立金 セーフコミュニティ基金積立金 1,615
25 積立金	167,067	1 ふるさと応援基金積立事業 167,067	25 積立金 ふるさと応援基金積立金 167,067
25 積立金	104,548	1 公共施設整備基金積立事業 104,548	25 積立金 公共施設整備基金積立金 104,548

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 使用料及び賃借料	△1,028	1 テクスピア大阪管理運営事業 △1,028	14 使用料及び賃借料 テキスピア大阪土地賃借料 △1,028
25 積立金	30,720	1 テクスピア大阪産業振興整備基金積立事業 30,720	25 積立金 テキスピア大阪産業振興整備基金積立金 30,720

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 12,645,272	千円 730	千円 12,646,002

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
11 福祉基金費	11	730	741			730	
計	4,420,631	730	4,421,361			730	

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,711,773	千円 8,125	千円 2,719,898

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	651,792	427	652,219			427	
4 地域環境基金費	50,203	7,698	57,901			7,698	
計	1,186,328	8,125	1,194,453			8,125	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	730	1 福祉基金積立事業 730	25 積立金 730 福祉基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
9 旅費 11 需用費 13 委託料	△67 △91 585	6 一般家庭ごみ減量化 推進事業(地域環境 基金活用事業) 427	9 旅費 △67 普通旅費 11 需用費 △91 印刷製本費 13 委託料 585 一般家庭ごみ収集手数料徴収事務委託料
25 積立金	7,698	1 地域環境基金積立事業 7,698	25 積立金 7,698 地域環境基金積立金

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,786,822	千円 4,000	千円 1,790,822

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園費	285,370	4,000	289,370				4,000
計	285,370	4,000	289,370				4,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	4,000	2 人件費（幼稚園教諭） 4,000	3 職員手当等 退職手当 4,000

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	(32) 445	1,582,292	1,288,177	2,870,469	559,956	3,430,425	
補正前	(32) 445	1,582,292	1,284,177	2,866,469	559,956	3,426,425	
比 較			4,000	4,000		4,000	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	49,144	104,279	645,828	57,597	40,493	25,799	99,902	11,416
	補 正 前	49,144	104,279	645,828	57,597	40,493	25,799	99,902	11,416
	比 較								
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	228,274	4,530			19,745	1,170	1,288,177	
	補 正 前	224,274	4,530			19,745	1,170	1,284,177	
	比 較	4,000						4,000	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	4,000	その他の 増減分	4,000	退職者の増等に伴う増	